

## ～障がい者虐待に関する相談窓口～

# 甲府市障害者虐待防止センター

### ■障がい者虐待に関する相談窓口

平成24年10月1日より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、この法律により、ご家庭や施設、勤務先などで、障がい者への虐待を発見した人は、行政機関などに速やかに通報することが義務付けられました。

本市では、甲府市障害者虐待防止センター（障がい福祉課）において、障がい者虐待の通報・届出の受付及び養護者の相談支援等を行います。相談者等の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談内容 障がい者虐待に関する相談、通報・届出の受付など

相談時間 平日の午前8時30分～午後5時15分  
(緊急な障がい者虐待の通報等は24時間受け付けます。)

相談対応 社会福祉士、保健師等

相談室 甲府市役所2階 障がい福祉課  
(電話でも受け付けます。)

連絡先 甲府市障害者虐待防止センター（障がい福祉課相談支援係）  
TEL055-237-5240 FAX055-237-5299  
障がい者虐待の通報等の夜間・休日受付  
TEL055-237-1161 FAX055-237-1149

・・・虐待には次のような種類があります。

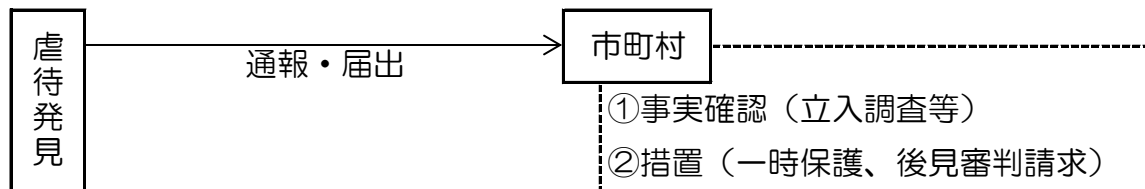
- 障がい者の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束するなどの身体的虐待。
- 障がい者にわいせつな行為をすること、又はさせるなどの性的虐待。
- 障がい者に著しい暴言、又は著しい心理的外傷を与える言動などの心理的虐待。
- 障がい者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置など養護すべき義務著しく怠る放棄・放任。
- 障がい者の財産を不当に処分すること、又はその他障害者から不当に財産上の利益を得るなどの経済的虐待。

## ■障がい者虐待防止等の仕組み

障がい者虐待の通報等を受けた場合には、事実確認を行い虐待を受けた方への迅速かつ適切な保護、そして養護者に対する支援等を行います。

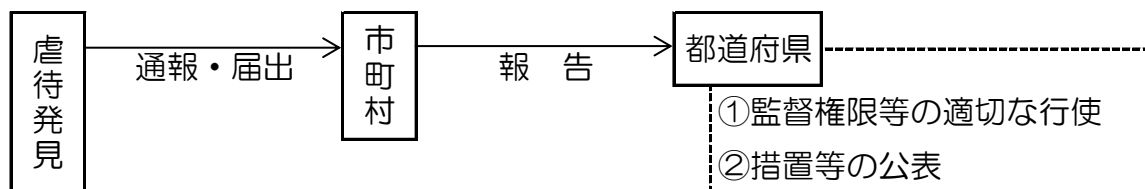
### ☆養護者による障がい者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保



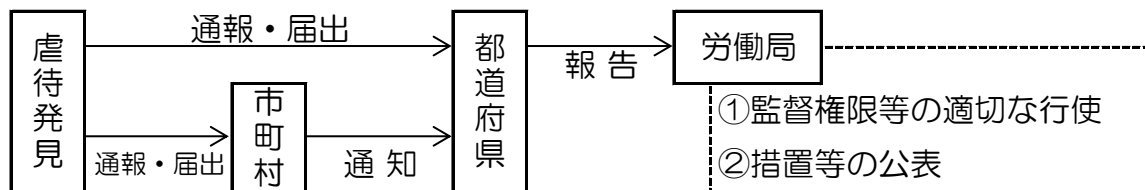
### ☆障がい者福祉施設従事者による障害者虐待

[設置者等の責務] 虐待防止等のための措置の実施



### ☆使用者による障がい者虐待

[事業主の責務] 虐待防止等のための措置の実施



上記の他、就学する障害者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づけられています。

### お問い合わせ先

〒400-8585  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎 2階  
福祉部 長寿支援室 障がい福祉課 相談支援係  
TEL055-237-5240 FAX055-237-5299